

農業経営基盤強化促進法の基本要綱（抜粋）

平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号

農林水産省経営局長通知

最終改正：令和 7 年 4 月 1 日付け 6 経営第 3266 号

第10 農業経営発展計画の認定制度（第16条の2から第16条の7まで）

1 認定経営発展法人制度の趣旨

認定経営発展法人制度は、将来にわたる国民に対する食料の安定供給の確保に向け、地域の人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤の強化を促進するため、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を農林水産大臣が認定し、認定を受けた農地所有適格法人に対して、農地法第2条第3項第2号に規定する議決権要件の特例措置を講じようとするものです。

2 農業経営発展計画の作成

農業経営発展計画（法第16条の2第1項に規定する農業経営発展計画をいいます。以下同じです。）の認定を申請する農地所有適格法人（以下「発展計画申請法人」といいます。）が作成する農業経営発展計画は、様式第1号によるものとします。

発展計画申請法人は、農業経営発展計画に法第16条の2第2項第5号ハ又は第6号イ若しくはロに掲げる事項を記載する場合は、認定を受けた後遅滞なく権利を取得し又は転用する予定のもののみを記載することとします。

なお、農業経営発展計画においては、法第16条の4第1項から第3項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用についても、農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないか等を確認することを目的として必須記載事項としています。

3 農業経営発展計画の認定申請

発展計画申請法人は、様式第2号による申請書に農業経営発展計画その他必要な書類を添えて農林水産大臣に提出する必要があります。添付書類のうち経営改善計画の認定を受けている又は受けていた期間が通算5年以上であることを証する書面として、経営改善計画の認定通知書の写し等を提出するものとします。

発展計画申請法人が複数の市町村にまたがってその農業経営を行う場合、発展計画申請法人は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する農用地が所在する区域において作成された全ての地域計画に農業を担う者として記載されている又は記載される見込みがある必要があります。国は、提出された地域計画の写しに発展計画申請法人に関する記載を確認できない場合、当該地域計画を策定した市町村に情報提供を求めるものとします。

また、発展計画申請法人の定款には、農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定や、取締役の選解任の決定についての株主総会の決議が、会社法（平成17年法律第86号）第309条第2項に定める決議によらなければならないことが定められている必要があります。

4 農業経営発展計画の認定

(1) 農業経営発展計画の認定基準

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行う際の具体的な認定基準は、別紙7に掲げるとおりとします。

(2) 農業委員会又は都道府県知事等の同意

農林水産大臣は、発展計画申請法人により提出された農業経営発展計画（以下「申請発展計画」といいます。）に発展計画申請法人が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第3条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されているときは、当該農用地の所在する市町村の農業委員会に対し協議するものとします。

当該農業委員会は、農地法第3条第2項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあっては参考様式第9-1号を、同意をしない場合にあっては参考様式第9-2号を参考に回答してください。

また、農林水産大臣は、申請発展計画に発展計画申請法人が農地以外のものにしようとする農地（農地法第4条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）又は農用地以外のものの用に供しようとするため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されているときは、当該農用地の所在する都道府県知事等（農地法第4条第1項に規定する都道府県知事等をいいます。以下同じです。）に対し協議するものとします。

当該都道府県知事等は、参考様式第9-3号により農業委員会の意見を聴いた上で、農地法第4条第6項又は第5条第2項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあっては参考様式第9-4号を、同意をしない場合にあっては参考様式第9-5号を参考に回答してください。

なお、農業委員会は、法第16条の2第6項の規定により意見を述べようとするとき（30アールを超える農地転用に係るものであるときに限ります。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要がありますので、参考様式第9-3を参考に協議書を作成してください。

(3) 農業経営発展計画の認定の処理期間

認定に要する標準的な処理期間は、1か月とします。農林水産大臣から農業委員会又は都道府県知事等へ協議を行う場合は、追加的に日数を要します。

農業委員会は、農林水産大臣より農地法第3条第1項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、当該協議があった日の翌日から起算して4週間以内に農林水産大臣に回答するものとします。

都道府県知事等は、農林水産大臣より農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、農業委員会へ意見聴取を行った上で2週間以内（農業委員会へ意見聴取を行う日数を除く。）に農林水産大臣に回答するものとします。農業委員会は、都道府県知事等から当該意見聴取があったときは、当該意見聴取があった日の翌日から起算して3週間以内（都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く場合は、4週間以内とします。）に都道府県知事等に回答するものとしますが、農業委員会と都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見が異なる等特段の事情がない限り、速やかに手続を行ってください。

また、農業経営発展計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行うものとします。

(4) 農業経営発展計画の認定の通知

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行ったときは、認定した旨を発展計画申請法人に通知するとともに、申請書の写しを付してその旨を都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあっては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

農林水産大臣が認定要件に適合しないと判断し認定しないときは、認定しない旨及びその理由を発展計画申請法人に通知するものとします。

(5) 認定発展計画の有効期間

認定発展計画の有効期間は、当該認定発展計画に記載された農業経営発展計画の期間とします。また、当該認定発展計画を変更した場合も同様です。

農業経営発展計画の始期は、申請から認定までの標準的な処理期間等を考慮して設定するよう留意してください。

5 認定発展計画の監督等

認定経営発展法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、農林水産大臣に認定発展計画に記載した農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況等について、様式第5号により報告する必要があります。

また、これに限らず、農林水産大臣は、認定発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、認定経営発展法人に対して、必要な報告を求めることができます。必要があると認めるときとは、例えば売上高等の農業経営に関する数値が認定発展計画に記載された目標値から大幅に乖離しており、このままでは目標を計画通りに達成することが困難となる見込みがあること、当該措置が当初の計画よりも大幅に遅延していること等を実施状況報告書等において確認したときが考えられます。

加えて、農林水産大臣は、法第30条の2の規定に基づき、農業委員会に対し、認定経営発展法人が行った農地法第6条の規定に基づく報告の内容について情報提供を求めるものとします。

農林水産大臣は、実施状況報告書等において法第16条の6第3項各号に掲げる場合に該当することを認めたときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告するものとします。

6 認定発展計画の変更

認定経営発展法人は、認定発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を変更する場合、物資又は役務の取引の推進等の措置を変更する場合、認定発展計画に記載されていない新たな農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする場合等には、当該変更について様式第3号により農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

なお、農業経営発展計画の期間を延長する変更を行う場合、延長後の期間は、当初の認定発展計画の始期から10年以内とする必要があります。

また、認定経営発展法人は、認定発展計画について、認定経営発展法人の主たる事務所の所在地を変更すること、認定発展計画に記載された農地が転用された後、認定経営発展計画から当該農地の記載を削除すること等の軽微な変更を要するときは、変更があったときから1か月以内に、様式第4号によりその旨を農林水産大臣に届け出る必要があります。

7 認定発展計画の取消し

認定発展計画の取消事由は、法第16条の3第3項に規定するとおりです。

農林水産大臣は、認定経営発展法人が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、認定経営発展法人に対する是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定の取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれないと判断した場合には、当該認定の取消しを行うこととします。

農林水産大臣は、取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定経営発展法人に対しその旨を通知するとともに、都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあつては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

8 農業経営発展計画の再認定

認定発展計画の取組の終期を迎える認定経営発展法人が、継続的に農業経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で新たな経営発展の目標を設定し、提携事業者（認定経営発展法人の物資又は役務の取引の相手方をいいます。以下同じです。）と連携した取組の深化を通じて計画的に経営発展を図っていくことが重要です。農業経営発展計画の認定期間満了後も、引き続き、議決権要件の特例を受けて提携事業者と連携していくことを志向する認定経営発展法人は、時間的余裕をもって新たな農業経営発展計画（以下「新計画」といいます。）を作成してください。

農林水産大臣は、認定期間の満了を迎える認定経営発展法人から新計画の認定申請があつた場合には、改めて認定基準に照らした上で、再認定の可否を判断します。なお、新計画においても取組期間は、10年以内とします。

再認定を受けず、農業経営発展計画の認定期間が満了した場合には、農業関係者が3分の1超を占めることとする議決権要件の特例が適用されなくなるため、農業関係者が過半を占めることとする通常の議決権要件を満たす必要があります。

9 農地法の特例措置

（1）農地法の許可みなし

認定経営発展法人に係る農用地の権利移動等について、認定経営発展法人は次に掲げる農地法の特例措置を受けることができます。

- ① 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第3条第1項の許可があつたものとみなす。
- ② 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があつたものとみなす。
- ③ 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第5条第1項の許可があつたものとみなす。

他方、認定経営発展法人が農用地の権利の譲渡人となる場合、当該権利移動について記載された農業経営発展計画の認定を受けていないときは、農地法第3条第1項及び第5条第1項の規定による許可を受けることができません。

なお、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動、市

街化区域内の農地転用、経営改善計画による農地転用等の法第16条の4第1項から第3項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用については、別途所要の手続をとる必要があります。

(2) 農地所有適格法人の議決権要件の特例措置

提携事業者である食品事業者等が認定発展計画に従って認定経営発展法人に出資している場合、農地法第2条第3項第2号に掲げる農地所有適格法人の議決権に係る要件が緩和されます。この場合、当該食品事業者等は、最大3分の2未満まで認定経営発展法人に出資することが可能となりますが、議決権要件以外の要件に変更はないため、引き続き当該要件を満たす必要があること、当該要件を満たさなくなった場合には認定発展計画の取消しの対象となることに留意してください。

(3) 農業経営発展計画の認定の取消し又は認定発展計画の期間が満了した場合

認定経営発展法人が認定を取り消された場合又は認定発展計画の期間が満了した場合は、通常の農地所有適格法人における議決権の割合についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が議決権要件を欠くに至る場合には、当該法人が農業関係者以外の者から株式を買い取る、農業関係者に新株を発行する等の方法により再び議決権要件を充足するよう、農業委員会は、国と連携して当該法人を指導するものとします。

また、当該法人が農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難となった場合には、農地法第7条の規定による農用地の買収の対象となります。

10 関係機関との協力

農林水産大臣は、農業経営発展計画の認定等に関する事務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、情報提供その他の協力を求めることができます。必要があるときとは、例えば、申請発展計画の地域計画への寄与についての認定要件を審査する際、発展計画申請法人の営農の実態に関し農業委員会等から情報提供を求める必要があるとき、農業委員会又は都道府県知事等の協議に対する回答に関する詳細な情報を知り得る必要があるとき等が考えられます。

また、認定後においても、認定経営発展法人が認定要件を遵守し、計画に基づく措置を行っているか、国が責任をもって監督するため、農業委員会等に対し、当該認定経営発展法人の農用地の利用状況に関する情報の提供等を求めることがあります。

(別紙 7)

農業経営発展計画の認定基準

第 1 地域計画の達成に資するものであること

申請発展計画が地域計画の達成に資するものであるかの審査に当たっては、当該申請発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容が、地域計画の区域における農業の将来の在り方と整合が図られているか、これに向けた農用地の利用が地域計画の目標地図を勘案して行われるものであるか等を確認します。

第 2 物資又は役務の取引の相手方が農林水産省令で定める要件に該当する者であること

物資又は役務の取引の相手方が、次の 1 又は 2 に該当するか確認します。

- 1 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認組合であつて、次の（１）から（３）までに掲げるいずれかの者が当該承認組合の農林漁業法人等投資育成事業（同法第 2 条第 2 項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいいます。）の実施において主導的な役割を果たすもの

（１）地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社

（２）信用金庫・信用協同組合又は信用金庫・信用協同組合の子会社

（３）食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（食品事業者であるその子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える会社に限る。）

主導的な役割を果たすとは、例えば上記（１）から（３）までに示す者が、当該承認組合の無限責任組合員である場合、又は当該者が当該承認組合における主要な出資者であり、かつ当該者の関連会社が無限責任組合員であるなど、実質的に当該承認組合の運営を担っている場合をいいます。

2 食品事業者

食品事業者とは、農畜産物を原材料とする製造若しくは加工の事業を営む者、農畜産物若しくは農畜産物加工品の流通若しくは販売の事業を営む者又は農畜産物、農畜産物加工品若しくはこれらを材料として調理されたものを提供する事業を営む者のいずれかに該当する者（製造・加工・流通・販売・提供されるものが飲食の用に供されるものに限りまゝ。）をいいます。

第 3 物資又は役務の取引の相手方からの出資及び農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が目標を達成するために適切なものであること

物資又は役務の取引の相手方からの出資額及び出資の時期が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容からみて適切であるかを確認します。また、生産の拡大、品質・付加価値の向上等の目標に対応した取引条件（数量・単価）の改定、設備投資、農用地の権利取得等の見込みが示されているか、当該措置が具体的かつ実現可能と見込まれるか等を確認します。

第 4 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること

- 1 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることの審査に当たっては、申請発展計画に記載した措置が継続的に講じられることについて契約等の根拠があるか、目標の達成を予

定する時期が申請発展計画の取組期間等と照らして適切といえるか等を確認します。

農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられるためには、物資又は役務の取引の相手方が発展計画申請法人の安定的な販路や取引量の確保、経営管理等に積極的に関与するなど、目標の達成に向けた前向きな経営参画が行われることが望ましいと考えます。

- 2 物資又は役務の取引の相手方が食品事業者である場合、発展計画申請法人との間の取引期間、取引量、取引額等を総合的に勘案し、相当程度の実績があるかを確認します。

第5 農用地に関する事項

発展計画申請法人が耕作等の事業に供すべき農用地の全てを適正に利用しているかの審査に当たっては、必要に応じて農業委員会等に情報提供を求め、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項第1号に該当する場合等がないかを確認します。

農用地の権利移動又は転用が農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの審査に当たっては、例えば申請発展計画において、発展計画申請法人と食品事業者との間で取引量を増大させることを目標として設定しているにもかかわらず、農地の売却や転用により当該申請発展計画に基づく措置の実施が困難となるものではないか等を確認します。

第6 農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること

- 1 発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標の達成に取り組むことにより、農業生産の増大、雇用の増大、遊休農地の農業上の利用の増進等からみて、地域の農業の健全な発展に寄与するものであるかを確認します。
- 2 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が農業（営農型太陽光発電事業を除きます。）に直接関連するものであるかを確認します。
- 3 発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地の権利を取得する場合にあっては、当該権利の取得が申請発展計画の達成に資するものであるかを確認します。当該権利の取得が当該措置として行われる場合以外の場合にあっては、当該権利の取得が申請発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであるかを確認します。
- 4 申請発展計画の期間が10年以内であるかを確認します。